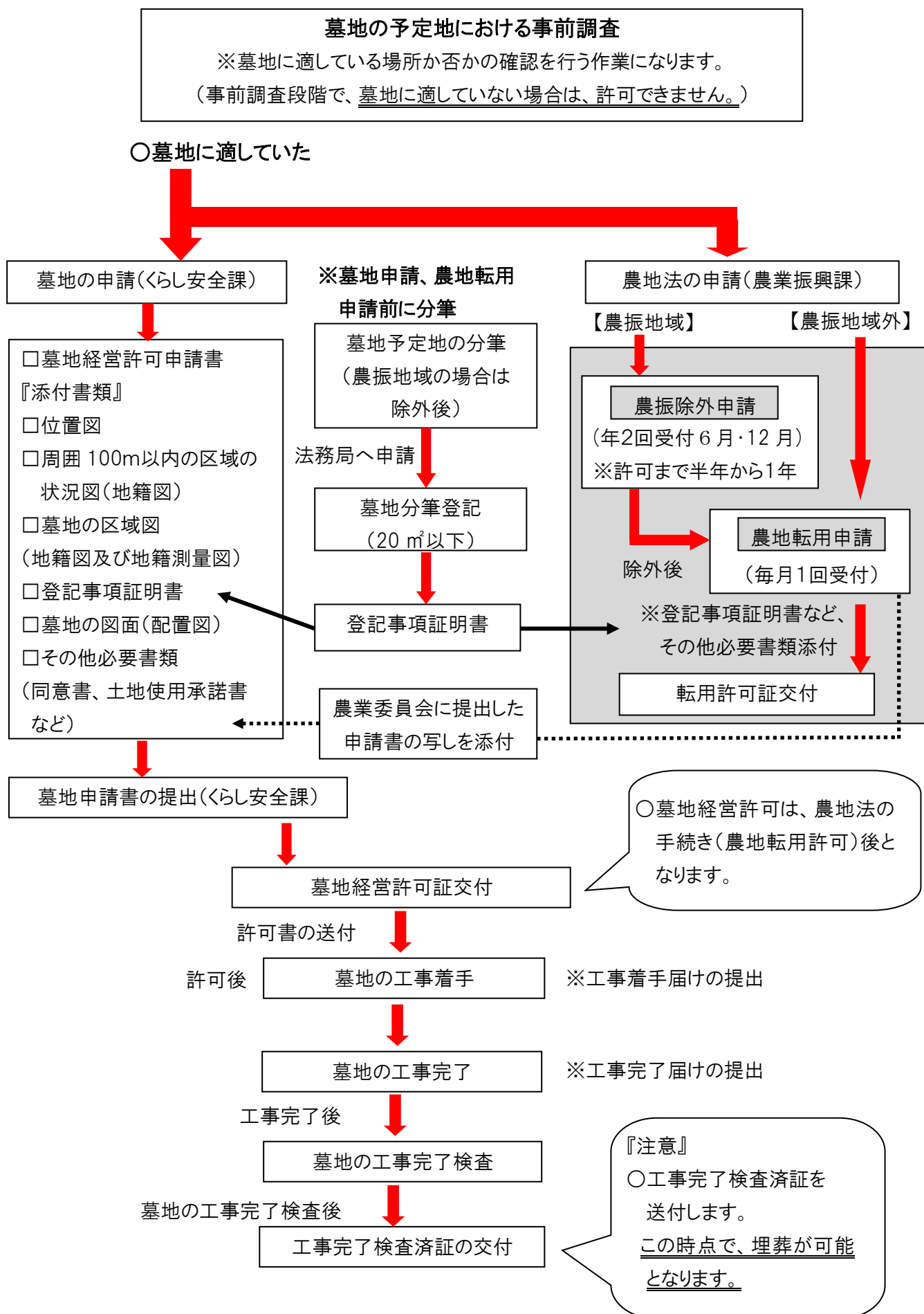


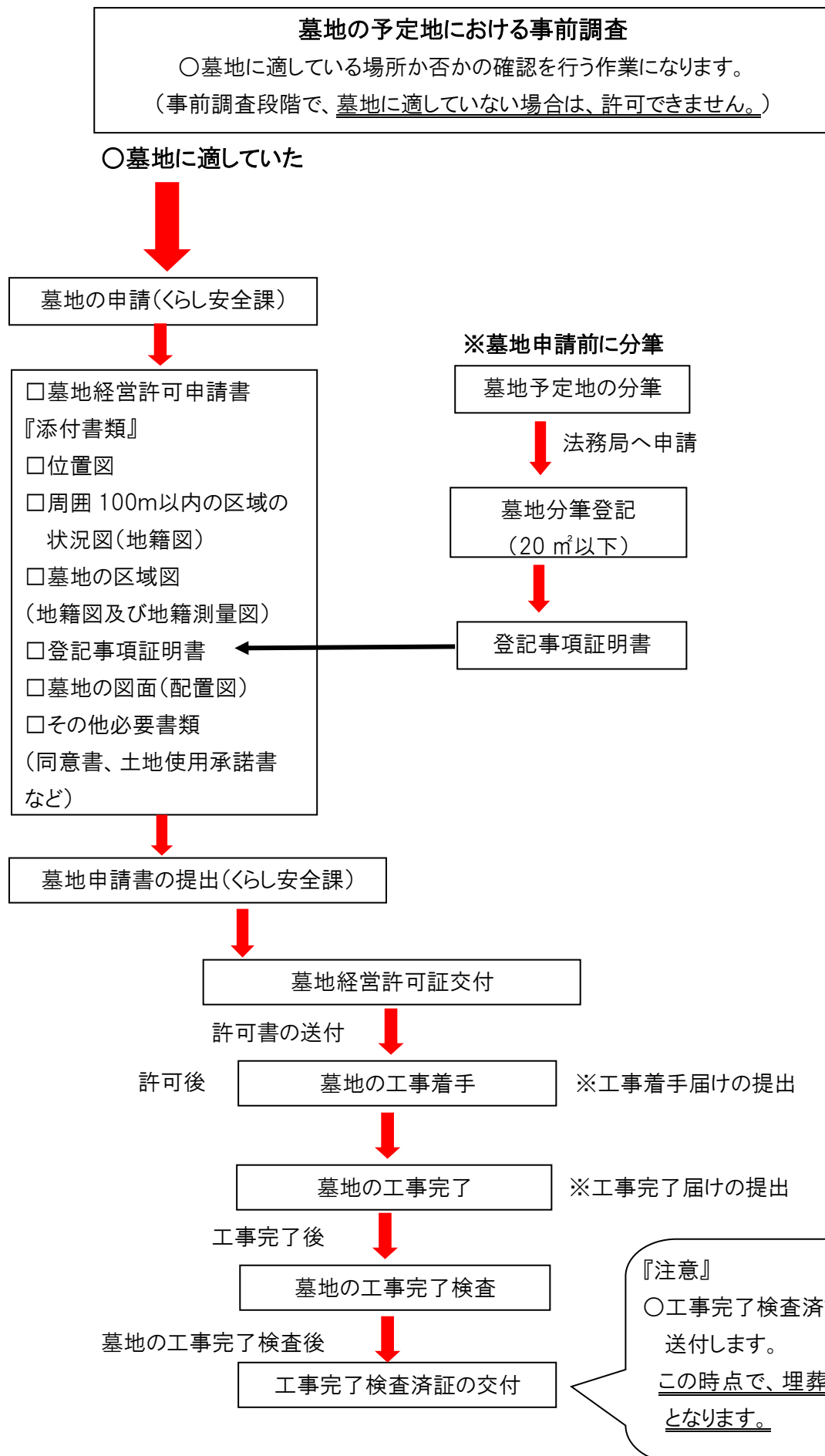
墓地の経営許可申請の流れ(個人墓地用)

【農地(田畑)を墓地にする場合】



墓地の経営許可申請の流れ(個人墓地用)

【農地以外(原野・宅地等)を墓地にする場合】



◆事前調査の実施

・計画地の確認作業を行います。下記のような条件に一致しない場合は、許可ができません。
必ず事前調査を、くらし安全課又は各総合支所へ依頼してください。

・事前調査を行わない段階で、費用を要して申請を行い、許可できないような結果(設置条件不適合)になった場合は、市は一切責任を負いません。必ず事前調査を依頼してください。

◆個人墓地の設置条件

・20㎡以下の小規模な墓地であること。

※許可申請書に、20㎡以下に分筆された登記簿(全部事項証明)を添付する。

◆墓地の適地条件

- ・近隣(約100メートル以内)に墳墓が点在していること。
- ・災害等が懸念される急傾斜地などの場所ではないこと。
- ・計画地より100メートル以内の民家に同意を得られること。

※計画地の境界の各頂点から100メートルの位置に、民家の敷地が接しているものすべてが対象です。【別紙、「同意書の取得範囲について」を参照】

◆墓地を新設する理由

- ・分家であるなどの理由で自己の所有する墓地がない。
- ・所有する墓地が狭く、自己又は親族のために隣接して設置する。
- ・災害、公共事業によりやむなく移転をする。

※この場合は、移転前の面積分を新たな墓地面積として許可することができます。

◆農地での申請

- ・農地である場合は、農業振興課(農業委員会)に農地転用許可を申請すること。
- ・農振地域に指定されている場合は、農業振興課(農業委員会)に除外申請を行うこと。

◆自己以外の所有する土地を使用する場合

- ・必ず土地使用承諾書を添付すること。

◆許可後の手続きについて

- ・墓地の工事の着手届・完了届が提出され、完了検査終了後に埋葬が可能となります。

担当部署 美作市役所 くらし安全課 TEL0868-72-5202

墓地経営許可申請書添付書類チェックシート

墓地経営許可申請書に必要な書類は下記のとおりです。

書類が確認できれば□にチェックをしてください。

☐ **墓地経営許可申請書**

※印鑑の押印、記入欄の記載漏れがないか、墓地を經營しようとする理由が適切であるか。
【前頁の「◆墓地を新設する理由」を参照】

☐ **位置図**

※申請書の備考としては、1/10,000 となっていますが、住宅地図程度のもので可能です。

☐ **周囲100m以内の区域の状況図**

※状況図は同意取得義務範囲の特定に使用するものでもあり、公簿書類での提出が望ましい為、1/2,500~1/1,000 のA3判の地籍図(公共機関の発行したもので、地番と所有者、面積が確認できるもの。住宅地図は距離の正確さが不十分であると思われる為、不可とする。)を添付し、分筆後の土地の境界の各頂点から100mの距離を示す円を記載すること。

☐ **墓地の区域図(地籍図及び地籍測量図)**

※地籍図は、分筆後の情報が反映されたものを添付すること。

※完了検査は実測図を元に行う為、分筆登記時に使用した地籍測量図を添付すること。

☐ **墓地の登記簿の謄本**

※原則原本を添付し、農業委員会等市役所内の部署への提出を兼ねており、原本の確認が可能である場合又は、写しで可能とする。

☐ **構造設備を明らかにした図面**

※墓石販売店が作成したものや、手書きでの配置図で可。縦横の距離などを明示すること。

・ その他の書類

☐ **墓地新設同意書** 周囲 100mの住居居住者の同意書(※同意取得範囲は、墓地の区画のそれぞれの頂点から100mの位置に敷地がある民家で、空き家は除く。)

☐ **土地使用承諾書** (※申請者と土地の所有名義が異なる場合等)

・土地が複数名義の場合は、所有権のある方すべての承諾が必要。

・土地所有者が亡くなっている場合は、相続権のある方すべての承諾が必要。

☐ **公共事業による移転の場合、それを証明できる書類(収用証明書等)**

○必ずお読みになっていただき、不明な点があればお問い合わせください。

同意書の取得範囲について

同意の取得の範囲は、分筆後の筆の頂点から 100mの範囲を取得して下さい。家屋が 100mの位置にあるかどうかではなく、民家の敷地が接しているものすべてが同意の対象です。

空き家など居住されていない居宅は、対象から除外します。

